**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化**

**に関する法律に係る申請手続等マニュアル**

**令和２(2020)年３月**

**高圧ガス保安協会**

はじめに

　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という｡）は、昭和４２年１２月２８日に公布され、平成８月３月にそれまでの販売事業の許可制度を登録制度に変更し、保安機関制度を創設するなどの大改正が行われ、その後、改正が適宜行われ現在に至っていますが、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等は、液化石油ガス法の他、必要な法令等に基づいた許可申請等の手続きを行わなければなりません。

　このマニュアルは、九州液化石油ガス保安連絡協議会が平成１３年３月に発行した「液化石油ガス販売事業登録申請等マニュアル（第４次改訂版)」をもとに、保安専門技術者が活用できるように高圧ガス保安協会が平成１４年度「液化石油ガス保安機関高度化技術支援指導事業」において「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律申請手続等マニュアル(以下､｢法律申請手続等マニュアル｣という｡)｣として作成したものです。

　その後、平成２４年度保安専門技術者指導等事業において高圧ガス保安協会に「法律申請手続等マニュアル分科会」を設置して改訂し、第２版として更新しました。

　この法律申請手続等マニュアル（第４版）は、平成２８年３月改訂（第３版）以降の法令改正により、令和２年(2020)年３月末時点の法令等に基づき改訂しました。

　法律申請手続等マニュアルは、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等がその事業を遂行する際に、必要な法令等に基づく申請等の手続きについて、主に経済産業省（局）所管の販売事業者又は保安機関を対象として、記入見本等を加え、わかりやすくまとめましたので、日常業務等の一助としてご活用いただければ幸いです。

　なお、都道府県所管の販売事業者におかれましては、都道府県知事への許可申請又は届出等に際しては、それぞれの行政庁の指導等に従って下さい。

このマニュアルの電子データ（ＰＤＦ等）は、「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト」の「参考資料」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト【ＵＲＬ： https://www.lpgpro.go.jp/】

この法律申請手続等マニュアルの改訂は、令和元(2019)年度保安技術普及委員会法律申請手続等マニュアル分科会で実施しました。

法律申請手続等マニュアル分科会委員名簿

敬称略（順不同）【令和元（2019）年度】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　査 | 石　井　美　継 | 一般社団法人和歌山県ＬＰガス協会 |
| 委　員 | 飯　田　正　史 | 一般社団法人全国ＬＰガス協会 |
| 〃 | 吉　本　正　樹 | 北海道エアー・ウォーター株式会社 |
| 〃 | 石　田　晴　俊 | 昭和ガス株式会社 |
| 〃 | 石　田　　　一 | 橋本産業株式会社 |
| 〃 | 徳　島　光　人 | サーラエナジー株式会社 |
| 〃 | 塚　口　勝　弘 | 株式会社ザ・トーカイ |
| 〃 | 山　崎　直　人 | アストモスリテイリング株式会社 |
| 〃 | 石郷岡　正　明 | ＥＮＥＯＳグローブエナジー株式会社 |
|  |  |  |
| 関係者 | 経済産業省　産業保安グループ　ガス安全室 | |
| 事務局 | 高圧ガス保安協会　液化石油ガス部 | |

**法律申請手続等マニュアルの取扱について**

**１．全体の構成**

(1) マニュアルの構成

第１章 販売事業者の申請・届出等の手続き

第２章 保安機関の申請・届出等の手続き

第３章 貯蔵施設の申請・届出等手続き

第４章 特定供給設備の申請・届出等の手続き

第５章 充てん設備の申請・届出等の手続き

第６章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

第７章 参考資料

(2) 各章の内容

　　① １ページ目をⅠ．としその章の「手続き一覧表」としました。

② ２ページ目をⅡ．とし申請・届出等の「手続き要領」としました。

　　③ 手続き要領の内容を次のようにしました。

　　　 1-1 各項目に係る法令

1-2 各項目に係る提出書類一覧表

1-3 各項目の申請書・届書の作成例

**２．申請書、届書等の記載**

(1) 提出書類の宛先

① 販売事業者

販売に関する申請書、届書等は、経済産業局所管事業者を対象にしたため、宛先の記載 は経済産業局長、産業保安監督部長の連名としました。

提出書類一覧表の宛先は、次のような略称にしました。

　都道府県知事　　 ： 知事＊

　産業保安監督部長 ： 部長

　経済産業局長 　 ： 局長

　経済産業大臣 　 ： 大臣

② 保安機関

　　　 保安機関に関する申請書、届書等は、宛先の記載を産業保安監督部長としました。

提出書類一覧表の宛先は、知事＊・部長・大臣としました。

　　③ 貯蔵施設(３ﾄﾝ以上)、特定供給設備、充てん設備、設備工事事業等

　　　 第３章から第６章は、宛先の記載は知事＊としました。

提出書類一覧表の宛先は、消防長・知事＊としました。

＊都道府県から市町村に権限委譲がされている場合には、宛先が知事から市町村長になります。

(2) 申請書、届書の記載

① 申請書、届書の法令様式では、句読点が入ってないため、様式どおりとしました。

(例) １ 販売所の名称及び所在地 旧記載 １．販売所の名称及び所在地

② 全体的に本文の文字は、ＭＳ明朝・10ポイントとしました。

　　　（一部は他のフォント・ポイントを使用）

**３．作成例について**

本書作成例の申請書、届書及びその添付書類等については、各行政庁で指導が異なる場合がありますので、関係行政庁に確認して作成してください。

**４．作成例等における年月日について**

本書作成例等には、和暦を使用しています。申請書等の提出にあたっては、和暦を用いるかどうかについて、関係行政庁に確認してください。

**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化**

**に関する法律に係る申請手続等マニュアル**

**目 次**

**第１章　販売事業者の申請・届出等の手続き** ･･･････････････････････････････････････ １

Ⅰ．販売事業の申請・届出等の手続き一覧表 ･････････････････････････････････････ ３

Ⅱ．販売事業の申請・届出等の手続き要領 ･･･････････････････････････････････････ ４

**第２章　保安機関の申請・届出等の手続き** ･････････････････････････････････････････ 80

Ⅰ．保安機関の申請・届出等の手続き一覧表 ･････････････････････････････････････ 82

Ⅱ．保安機関の申請・届出等の手続き要領 ･･･････････････････････････････････････ 83

**第３章　貯蔵施設の申請・届出等手続き** ･･･････････････････････････････････････････ 136

Ⅰ．貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表 ･････････････････････････････････････ 138

Ⅱ．貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領 ･･･････････････････････････････････････ 139

**第４章　特定供給設備の申請・届出等の手続き** ･････････････････････････････････････ 159

Ⅰ．特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表 ･････････････････････････････････ 161

Ⅱ．特定供給設備の申請・届出等の手続き要領 ･･･････････････････････････････････ 162

**第５章　充てん設備の申請・届出等の手続き** ･･･････････････････････････････････････ 217

Ⅰ．充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表 ･･･････････････････････････････････ 219

Ⅱ．充てん設備の申請・届出等の手続き要領 ･････････････････････････････････････ 220

**第６章　特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き** ･･･････････････････････････ 263

Ⅰ．特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き一覧表 ･･･････････････････････ 265

Ⅱ．特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き要領 ･････････････････････････ 266

**第７章 参考資料** ･･･････････････････････････････････････････････････････････････ 281

１．保安業務委受託契約書・覚書の作成例 ･･･････････････････････････････････････ 283

２．販売事業登録先及び保安機関認定先について ･････････････････････････････････ 289

３．事故報告・事故届出等について ･････････････････････････････････････････････ 296

４．用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限について ･･･････････････････････････････ 301

５．建築基準法施行令による補強コンクリートブロック造について ･････････････････ 303

６．登録免許税法、手数料令等の抜粋 ･･･････････････････････････････････････････ 305

７．バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）･････････････････ 311

END 312